

川越市立高階中学校

いじめの防止等のための基本的な方針

川越市立高階中学校

平成26年3月策定

令和7年4月1日改定

はじめに

子どもは、社会にとってかけがえのない存在であり、その一人ひとりの心と体は大切にされなければならない。今や国の課題として挙げられるいじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を侵害し、心と体の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響をもたらすだけでなく、子どもの生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、基本的人権を侵害するものである。いじめは、いつでもどこにおいても起こり得ると同時に、どの子どもも、いじめを受ける側にも、いじめをする側にもなり得るものである。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を実現することは、学校や教育委員会を含めた、社会全体が取り組むべき重要な課題である。

高階中学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下「高階中学校基本方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、生徒の尊厳を保持する目的の下、国・埼玉県・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、「川越市いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「川越市基本方針」という。）に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

第1章 学校におけるいじめ防止等のための対策

1. 高階中学校基本方針の策定

基本理念

- ・全ての生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの防止等の対策を強化する。
- ・「いじめは絶対に許されない行為である」との考えに基づき、全ての生徒において、いじめをしない心を育てる。
- ・学校、家庭、地域、関係機関は、いじめを受けている生徒を守ることを共通認識とし、連携していじめの根絶に努める。

(1) 基本理念を踏まえた具体的な対策の方針

- ①生徒からのいじめのサインを、見逃さない。
- ②いじめが発生した場合、迅速に組織で対応し、いじめをしている生徒に対し、毅然とした指導を行う。
- ③日常的にいじめの問題について触れ、生徒にいじめを絶対に許さない態度を育てる。
- ④あらゆる教育活動を通して思いやりの心を育て、いじめのない学校づくりをする。
- ⑤学校、家庭、地域、関係機関が、いじめ問題の情報を共有し、連携していじめの防止等に努める。

(2) いじめを認知する際の方針

- ①いじめに該当するか否かの判断は、いじめを受けている生徒の立場に立ち、組織的に行う。
- ②けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ③いじめを受けているという自覚がない場合でも、聴き取り調査等でいじめの事実が確認された場合は、いじめとして対応する。

④事実確認は当該生徒の保護者と連携して行い、地域からも積極的に情報を収集する。

2. いじめの防止等のための組織の設置

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第22条の規定を踏まえ、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行う際の中核となる常設の組織として「高階中学校いじめ対策委員会」（以下「いじめ対策委員会」という。）を設置する。

いじめ対策委員会は、本校の生徒指導部会（管理職、生徒指導主任、生徒指導担当教員、養護教諭、さわやか相談員）を母体とする。ただし、個々の事案に応じ、教務主任、学年主任、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員を加えることができるものとする。さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校医等の専門家並びに自治会関係者やPTA役員等、地域住民や保護者の参画を図ることで、より実効性の高い組織づくりを行い、いじめ問題の解決に資するよう工夫する。

いじめ対策委員会の具体的な役割は次の通りである。

- (1) いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- (2) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- (3) いじめの相談・通報の窓口としての役割
- (4) いじめに係る情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- (5) いじめに係る情報があった時には、緊急会議を開催するなどし、情報の迅速な共有及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- (6) いじめを受けている生徒に対する支援やいじめをしている生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- (7) 重大事態発生の際の調査機関としての役割

3. いじめの未然防止に関する指針

生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成することを通して、いじめに対して傍観者となることなく、積極的に解決しようとする生徒の育成を図る。
- (2) 自他の生命の尊重について、各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間等のあらゆる機会において、継続的・計画的な指導を充実させ、暴力行為の根絶と命の大切さの指導の徹底を図る。
- (3) 生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめとは何かについて考えたものを、具体的に列挙して目につく場所に掲示するなどにより、生徒と教職員がいじめについての認識を共有する。
- (4) 道徳教育や、言語環境の整備等を含めた人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進

により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。また、生徒が主体的に自ら成長することを促すための社会性や人間関係スキルを高める意図的・計画的な指導を充実させる。

- (5)いじめが発生する背景に、勉強や人間関係等のストレスが要因の一つとして関わっていることを踏まえ、一人ひとりを大切にしたいわかる授業、楽しい授業づくりを実現し、基礎学力の定着を図るとともに、一人ひとりが活躍できる集団づくりを進める。
- (6)一人ひとりの生徒の個性等への理解を深め、生徒が自分の存在を価値あるものと受け止められるよう、学校の教育活動全体を通じ、一人ひとりが活躍できる機会を提供する。
- (7)道徳科の授業はもとより、学級活動、生徒会活動等の特別活動において、生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を通して、いじめに正面から向き合い、主体的にいじめの防止を訴える取組を強化する。
- (8)学習面及びいじめ対応を含めた生徒指導面の両面における、9年間を見通した指導体制の充実を図るため、小中連携を一層強化する。

4. いじめの早期発見に関する指針

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が協力し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

- (1)日常的な生徒相互の人間関係の把握に努める。特に、遅刻や欠席の増加、服装や言葉遣いの乱れなどの変化は、いじめをはじめとする人間関係の変化の可能性を含むものと捉え、学校全体で情報を共有し、早期に対応する。
- (2)定期的にアンケート調査や教育相談を実施する等により、生徒及び保護者が日頃からいじめを訴えやすい機会や場をつくる。
- (3)生活ノートや面談等の機会を通し、日頃から生徒の様子や行動に気を配る。
- (4)家庭訪問や保護者アンケート調査を積極的に行い、家庭と連携して生徒を見守る。
- (5)地域や関係機関と日常的に連携し、積極的に情報の共有を行う。
- (6)パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用したいじめについては、発見が難しいため、生徒の変化を見逃さず、教育相談等によりいじめの実態を掴む。

5. いじめへの対応に関する指針

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、速やかに学校いじめ対策委員会に報告する。報告を受けた学校いじめ対策委員会は組織として、いじめであるか否かを判断する。その際、いじめを受けている生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

- ・いじめを受けている生徒の立場に立って、いじめに該当すると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷付けたが、すぐにいじめをした生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言

葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめ対策委員会へ報告することは必要となる。

- ・学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けていると思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」の規定に違反し得ることに十分留意する。
- ・いじめに係る情報や対応の経緯等については、生徒ごとに全て記録し、情報の共有化を図る。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ② 「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ③ いじめを受けている生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ④ 発見・通報を受けた教職員は、直ちにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有する。
- ⑤ いじめ対策委員会で協議し、関係生徒から事情を聴き取る等、学校基本方針に沿って組織的に対応する。いじめであるか否かについて収集した情報を基に組織的に判断する。
- ⑥ 校長は、教育委員会に事実確認の結果を報告するとともに、いじめを受けている生徒及びいじめをしている生徒の保護者に連絡する。
- ⑦ 指導が困難な際、または生徒の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある際は、ためらうことなく、所轄警察署と連携して対処する。

(2) いじめを受けている生徒及びその保護者への支援

- ① いじめを受けている生徒から、事実関係の聴き取りを行う。家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ② 状況に応じて見守りを行うなど、いじめを受けている生徒の安全を確保する。
- ③ いじめを受けている生徒に寄り添い、支えることのできる校内体制をつくる。
- ④ 状況に応じて、いじめをしている生徒を別室で指導する。
- ⑤ 必要に応じて、いじめを受けている生徒の心のケアのため、さわやか相談員やスクールカウンセラー等の協力を得る。
- ⑥ 解決したと思われる場合も含め、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援を行う。また、必要に応じて、長期休業前の事前指導や、長期休業中の家庭との緊密な連絡など、定期的な状況把握や見届けを行う。

(3) いじめをしている生徒への指導及びその保護者への助言

- ① いじめをしている生徒から、事実関係の聴き取りを行う。いじめが確認された場合、複数の教職員、必要に応じてさわやか相談員やスクールカウンセラーなどの協力を得て、組織的に対応し、いじめをやめさせ、その再発を防止する対応をとる。
- ② 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- ③ いじめをしている生徒への指導の際、いじめは基本的人権を侵害するものであるとの

認識の下、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

④いじめをしている生徒に対する成長支援の観点から、当該生徒が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の形成に配慮する。

⑤個々の状況に応じた指導や警察との連携による対応も含め、毅然とした対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

①いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

②誰かに知らせる勇気を持つよう伝えとともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。

③生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(5) インターネット上のいじめへの対応

①計画的な情報モラル教育の推進を図り、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けている生徒に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

②インターネット上の不適切な書き込み等については、書き込み等の拡散の被害を避けるため、直ちに削除する対応をとる。

③必要に応じて、警察署と連携して対応する。

④ネットパトロールによって得られた情報から、インターネット上のいじめやトラブルの早期発見に努める。

⑤インターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。

⑥パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用したいじめについては、発見しにくいため、情報モラル教育を推進するとともに、これらについての保護者への啓発を進めていく。

6. いじめの解消に関する指針

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していることを確認する。

- ・相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ・いじめの行為の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定する。
- ・相当の期間が経過するまでは、複数の教職員が関係の生徒の様子を含め、いじめの状況を見守り、期間が経過した段階で判断を行う。

(2) いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受

けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることについて、いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

なお、「解消している」と判断した後も、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえて、関係生徒の人間関係等について、日常的に注意深く見守る必要がある。

7. 保護者・地域との連携

いじめ問題の早期発見・早期解決と未然防止に向けた家庭、地域の取組を支援する。

(1) 相談窓口の周知

- ・相談窓口広報リーフレット等の配布による、相談窓口の周知
- ・スクールカウンセラーやさわやか相談員による相談活動の積極的な活用を図るための生徒及び保護者への周知（相談日の案内等）

(2) 情報モラルの啓発

- ・家庭教育学級及び川越市PTA連合会の研修会等における情報モラルの啓発（埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課等との連携）
- ・情報化、情報モラルに係る研修会への保護者の参加

(3) いじめの未然防止の広報啓発

- ・いじめの未然防止のためのスローガン等による、いじめの未然防止の啓発

(4) 学校基本方針や学校のいじめに対する取組の周知

- ・学校評議員会議やネットワーク連絡会等において、学校が抱えるいじめに係る状況や課題、学校基本方針に基づくいじめへの対応等について、共有することにより、地域ぐるみでいじめに対応する仕組みづくりの推進を図る。
- ・学校基本方針については、各学校のホームページへ掲載するとともに、その他の方法により、保護者や地域住民に積極的に周知を図る。また、各年度初めに生徒、保護者、関係機関等に説明する。

8. 学校評価による取組の検証

問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。取組状況等の検証については、いじめ対策委員会が行う。

9. その他の留意事項

(1) 校内研修の充実

- ・各学校のいじめ防止年間計画に基づき、全ての教職員が法の内容を理解し、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、教職員のカウンセリング能力等の向上やいじめへの対応をはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修の充実を図る。

(2) 校務の効率化

- ・教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、校務の効率化を図る。

第2章 重大事態への対処

1. 学校による調査

重大事態が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、いじめにより、生徒に次のような重大な被害等が生じた疑いがあると認める場合とする。

- ①生徒が自殺を企図した場合
- ②身体に重大な傷害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合
- ⑤相当の期間（年間30日）学校を欠席することを余儀なくされた場合
- ⑥その他校長や教育委員会が認めるもの
 - ・生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の日数に関わらず、迅速に調査に着手する。
 - ・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(2) 重大事態発生時の報告

重大事態が発生した場合、教育委員会へ発生を報告する。

(3) 重大事態の調査について

- ①教育委員会の指導・助言のもと、重大事態の調査を行うための組織（以下、「調査組織」という。）を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ②調査組織の構成については、いじめ対策委員会を母体として、当該重大事態の性質により、必要に応じて適切な専門家を加える。なお、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する構成員が含まれる場合には、その者を除いて調査に当たる等の配慮により、当該調査の公平性・中立性を確保する。
- ③いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、どのように対応したのかを客観的に速やかに明確にする。

(4) いじめを受けている生徒からの聴き取りが可能な場合

- ①事実関係の確認とともに、いじめをしている生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ②いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先として調査を実施する。
- ③いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

(5) いじめを受けている生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ①当該生徒の入院や死亡など、直接聴き取りが不可能な場合は当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、その上で調査を行う。
- ②調査は、在籍生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等で行う。

(自殺の背景調査における注意事項)

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その調査の在り方等については、次の事項に留意し、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にする。

- ①背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ②在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針について、できる限り遺族と合意しておく。
- ⑤調査を行う組織については、いじめ対策委員会を基に、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ⑥背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- ⑦客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求める。
- ⑧教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- ⑨情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブル

や不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意をはらう。

(6) 調査結果の提供

- ①調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し適切に提供する。
- ②いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。
- ③これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。
- ④アンケートによる調査については、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。
- ⑤調査を行う際は、教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

(7) 調査結果の報告

- ①調査結果は、「いじめ問題重大事態調査報告書」にて教育委員会に報告する。
- ②上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。